

各種割引運賃についてのご案内

項目	身体障害者	精神障害者	知的障害者	児童福祉
割引適用の条件	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者であって、同法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持している者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者であって、同法第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者福祉保健手帳を所持している者	療育手帳制度要綱に規定する知的障害者であって、同要綱により交付を受けた療育手帳を所持している者	児童福祉法第17条及び第41条から第44条までに規定する諸施設により養護等を受けている者
提出書類等	身体障害者手帳の提示のみで可	精神障害者福祉保健手帳の提示のみで可	療育手帳の提示のみで可	施設の長が発行する運賃割引証明書で可
普通旅客運賃の割引	5割引	5割引	5割引	5割引
定期旅客運賃の割引	3割引 (但し、小児は割引しない)	3割引 (但し、小児は割引しない)	3割引 (但し、小児は割引しない)	3割引 (但し、小児は割引しない)
回数旅客運賃の割引	5割引	5割引	5割引	5割引
高速バス運賃の割引	5割引	なし	5割引	5割引
補助者等の割引	介護人については身体障害者手帳に第1種のシールが貼付されているものについては、身体障害者と同様の割引をし、手帳のみで可	介護人については精神障害者福祉保健手帳に1級のシールが貼付されているものについては、精神障害者と同様の割引をし、手帳のみで可	介護人については療育手帳に第1種のシールが貼付されているものについては、知的障害者と同様の割引をし、手帳のみで可	付添人については施設の長が発行する割引証の提出により施設入所児童と同様の割引をする
根拠規定	運送約款第24条、第25条	同左	同左	同左

身体障害者の割引を適用した場合、往復割引、周遊割引等の割引は二重割引となるので原則として適用しない。

10円未満の端数は10円単位に切り上げ。

精神障害者割引については、県外向け高速バスに対しては、共同運行会社に合わせて現在のところ割引適用しない。